

第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第13次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第13次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針




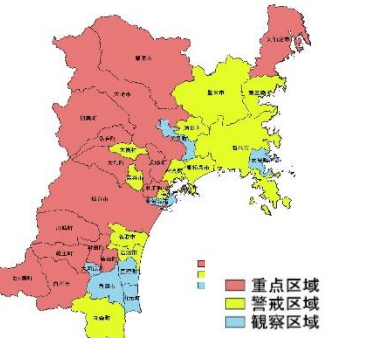
県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域 (ただし、ツキノワグマにおいては警戒区域及び観察区域、ニホンジカ及びイノシシにおいては警戒区域を除く)	

2 各第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われるべき区域 ※朱字下線は新計画からの追加市町村

計画名	管理が行われるべき区域	図面
<p>第五期宮城県 ニホンザル管理計画</p>	<p>県内でニホンザルの生息する10市町 (金華山(石巻市)は除く。) 仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市、山元町及び大和町</p>	
<p>第四期宮城県 イノシシ管理計画</p>	<p>県内全域(重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする) 重点区域: 仙台市、<u>石巻市</u>、<u>気仙沼市</u>、<u>登米市</u>、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、<u>松島町</u>、<u>利府町</u>、大和町、<u>大郷町</u>、大衡村、色麻町、加美町及び<u>南三陸町</u>(28市町村)</p>	 <p>黄色は新計画からの追加市町村</p>
<p>第三期宮城県 ニホンジカ管理計画</p>	<p>県内全域(県内を原住区域、拡大区域A、拡大区域B、侵出抑制区域、警戒区域に区分) 警戒区域を除く区域を含む市町: 石巻市、気仙沼市、登米市、<u>大崎市</u>、<u>栗原市</u>、女川町、南三陸町(7市町)</p>	
<p>第四期宮城県 ツキノワグマ管理計画</p>	<p>県内全域(県内を重点区域、警戒区域、観察区域に区分) 重点区域: 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、<u>村田町</u>、<u>柴田町</u>、川崎町、仙台市、<u>利府町</u>、大和町、<u>大郷町</u>、大崎市、色麻町、加美町、栗原市、<u>気仙沼市</u>(15市町)</p>	

令和5年度

ニホンザル管理事業実施報告書(県実施分)

令和6年7月

宮城県環境生活部自然保護課



令和5年度ニホンザル管理事業実施計画の実績と評価

宮城県

R5計画	R5実績	評価
<p><b>1 被害防除対策</b></p> <p>(1) 被害防除に関する目標(県全体):各市町村の目標額を集計して算出 ※管理計画に基づく目標:長期的な低減を目指すため、最低でも前年度の被害額を下回るよう、各市町村の目標額について実現可能な助言等を行う。</p> <p>(2) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による追い払い、捕獲及び研修会等の対策への補助。</p> <p>(3) 市町村における被害防止体制への支援、指導。</p>	<p><b>1 被害防除対策</b></p> <p>(1) 農業被害額は653万円(速報値)となり、過去3年間の平均667万円を下回った。</p> <p>(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金により、7事業実施主体における追い払い、有害捕獲活動及び侵入防止柵の設置等を補助した。 (仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町、松島町、加美町)</p> <p>(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用や被害防止計画の更新等について支援・指導した。</p>	<p>農山漁村なりわい課 農作物被害の軽減に向けて、引き続き被害防止対策の推進・支援を行う。</p> <p>農山漁村なりわい課 農作物被害の軽減に向け、引き続き交付金の活用により、追い払いや捕獲等の対策を支援する。</p> <p>農山漁村なりわい課 引き続き交付金の活用等について支援・指導を行う。</p>
<p><b>2 個体数管理</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による捕獲わなの購入及び有害捕獲等経費、捕獲(狩猟、わな設置)に関する研修会開催補助。</p> <p>(2) 群れの再評価等 これまで収集された評価データのほか、新たに分裂・合流した群れ及び評価時期の古い群れの再評価を検討する。</p>	<p><b>2 個体数管理</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金により、7事業実施主体における追い払い、有害捕獲活動及び侵入防止柵の設置等を補助した。 (仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町、松島町、加美町)</p> <p>(2) 群れの再評価等 令和5年度の調査結果も踏まえ、評価基準に当てはめ、7群を再評価した。また、市町村の調査結果により、8群を見直した。</p>	<p>農山漁村なりわい課 農作物被害の軽減に向け、引き続き交付金の活用により、捕獲活動等を支援する。</p> <p>自然保護課 人馴れが進み、評価が低い群れもみられたため、適宜、市町村と情報共有を図っていく。</p>
<p><b>3 生息環境管理</b></p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページや各種関連会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p> <p>(3) モニタリング調査 イ 生息状況調査 現地調査及び地域住民、市町等の関係者からの聞き取りとGPS等電波発信機装着個体の追跡等により、県内に生息する群れの個体数及び遊動域の変化について、状況を把握する。</p> <p>ロ 被害状況調査 GPS等電波発信機装着個体及び属する群れの行動追跡調査を実施し、遊動域の変化や利用環境の特性等について解析を行う。</p> <p>ハ 捕獲状況調査 各市町村の捕獲個体データを収集し、状況を把握する。</p>	<p><b>3 生息環境管理</b></p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業等により研修会を開催し、環境整備の重要性を周知しながら対策の推進を図った。</p> <p>(2) 森林整備に活用できる補助事業の情報をホームページに掲載し、周知を図った。また、各種関連会議の場で事業に関する情報提供を行った。</p> <p>(3) モニタリング調査 イ 生息状況調査 ・県内の群れの遊動域が変動していることが判明し、ポピュレーション図を修正した。 ・調査結果から、令和5年度現在で県内63群、群れ個体数3,149頭が生息していると推定された。 ・「姉滝不明群」の生息が新たに確認された。</p> <p>ロ 被害状況調査 ・GPS首輪を用いた行動追跡調査の対象群を5群とし、個体捕獲・装着を行った。</p> <p>ハ 捕獲状況調査 ・県全体で、前年比3%減の273頭を捕獲するに至った。</p>	<p>農山漁村なりわい課 環境整備の推進について、引き続き地域の取組を支援する。</p> <p>森林整備課 引き続き、補助事業等の周知を図り、農地周辺の未整備森林の解消を支援していく。</p> <p>自然保護課 群れの変動については、引き続き調査を続けることで、状況把握に努めたい。</p> <p>自然保護課 被害抑制と遊動域の把握のため、引き続き調査を行っていく。</p> <p>自然保護課 引き続き、市町村と連携し、被害抑制に努めたい。</p>

R5計画	R5実績	評価
<p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 サル対象15市町) ※ R4.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(4) 管理計画区域市町が実施計画書を作成する際に、県の調査及び群れの評価データを提供し、市町村間の調整や、被害防除を優先した計画策定の支援や助言を行う。</p> <p>(5) 管理計画区域市町が実施計画書を作成する際に、県の調査及び群れの評価データを提供し、市町村間の調整や、被害防除を優先した計画策定の支援や助言を行う。</p> <p>(6) 関係隣接県(山形及び福島県)と生息(遊動域)の状況、農林作物被害状況、捕獲状況、各種管理対策について情報交換を行い、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。</p> <p>(7) 管理計画に基づく管理事業は、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、実施状況についてホームページ等を通じ公表するほか、管理計画の趣旨やサルに利用されにくい農地・集落管理についても、市町と協力して、鳥獣被害対策関連行事を通じた普及啓発を図る。</p> <p>イ 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 管理計画の内容及び新たな指標に基づく関係市町の実施計画策定とその実績について分析・評価の見直し等を行う。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 ニホンザル部会で管理計画が見直された場合は、その内容について検討し、関係者の合意形成を行う。</p> <p>(8) 林床等の屋外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) ニホンザルを対象鳥獣とする9市町における計画の更新を支援した。 (仙台市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、加美町)</p> <p>(2) 県・市町村担当者を対象とした農林水産省主催の研修に参加を促し、被害対策に係る知識及び技術の取得を図った。(25名参加)</p> <p>(3) 県内5圏域(大河原、仙台、北部、東部、気仙沼)において地域連携会議を開催し、効果的な被害防止対策の実施に向け、情報交換等を行った。</p> <p>(4) ・市町村との協議において、群れ全体の捕獲ではなく、加害個体のみ捕獲するなどの検討をしてもらうよう努めているが、多頭捕獲により、消滅に近い状況の群れがみられる。</p> <p>(5) 適宜、隣接県と電話による情報交換を行った。</p> <p>(6) ・必要に応じて、市町村関係課との意見交換を行った。 ・合わせて、説明に必要な資料などを、調査受託者に作成を援助してもらった。</p> <p>(7)</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンザル部会 ・令和5年8月10日に開催し、群れの評価に関する見直しを行った。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 ・令和5年8月2日に開催し、群れの評価に関する見直しを行った。</p> <p>(8) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、随時被害防止技術の情報提供を行った。</p>	<p>農山漁村なりわい課 適正な計画内容となるよう、引き続き計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>農山漁村なりわい課 各地域において効果的な被害対策が推進されるよう研修会を開催するほか、引き続き国主催の研修への参加を促す。</p> <p>農山漁村なりわい課 近隣市町村との連携強化を図るため、引き続き連携会議等を開催する。</p> <p>自然保護課 消滅に近い群れもみられることから、最低限の捕獲となるよう努めてもらう。</p> <p>自然保護課 今後も適宜、必要に応じて情報交換を行っていく。</p> <p>自然保護課 今後も継続して関係者と協力しながら、普及啓発を行っていく。</p> <p>自然保護課 年次計画、実績について説明し、了承を得られた。</p> <p>林業振興課 生産者のニーズに応じて引き続き、被害防止技術等について情報提供する。</p>